

仕事と生活の調和を推進する専門家養成のあり方に関する研究会開催要綱

1. 趣旨

仕事と生活の調和を実現することは、今後とも活力ある社会を維持していく上で、欠かすことのできないものであり、企業にとっても、多様な人材の活用、人材の確保・育成、業務の効率化・見直し、生産性の向上等の観点から、重要な経営戦略として位置付けられつつある。

しかしながら、仕事と生活の調和推進に関する多岐にわたる課題について解決策を見出し得ずに模索している企業が多い状況にあり、仕事と生活の調和の推進についてアドバイスを行う「専門家」の必要性は高いと考えられるものの、取組の具体的方法等についてアドバイスできる「専門家」は少ない。

このため、「専門家」の養成を支援促進することとし、その養成スキーム等を検討することを目的として、「仕事と生活の調和を推進する専門家養成のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 検討事項

研究会においては、次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- (1) 「専門家」養成の基本的スキームについて
- (2) 「専門家」に求められる役割・能力と受講者の範囲について
- (3) 講習内容及び修了試験について
- (4) 講習（実施機関）の認定について
- (5) 修了者に対する修了証について
- (6) 「専門家」の登録・活用について
- (7) その他

3. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者等の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会においては、必要に応じ、関係者の出席を求めることがある。
- (3) 研究会の議事については、講習及び修了試験の内容・水準等の専門的内容を討議するものであり、また、公開することにより、率直な意見の交換や中立性が損なわれるおそれもあるため、原則非公開とする（議事概要及び配布資料は公開）。
- (4) 研究会の庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課において行う。